

指定総合事業通所介護

重要事項説明書

(平成30年4月1日制定)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
通所介護（姫路市指定第2874007590号）

当事業所はご契約者に対して指定総合事業通所介護サービス(以下指定総合事業通所介護サービスという)を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

1.事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 太鷲会
- (2) 法人所在地 兵庫県姫路市東山577
- (3) 電話番号およびFAX番号 TEL (079) 246-7800
FAX(079) 246-7811
- (4) 代表者氏名 理事長 大西 修二
- (5) 設立年月日 平成25年4月25日
- (6) ホームページ <http://www.taishukai.jp>
メールアドレスinfo@taishukai.jp

2.事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上4階
- (2) 建物の延べ床面積 3049.50㎡
- (3) 施設の周辺環境

当施設は、下町風情の残る人情厚い姫路市灘地区にあります。山陽電鉄八家駅から徒歩5分という交通至便の場所に立地し、近くには散歩にも最適な神社・公園・たけのこ山があり、里山に囲まれた風光明媚な地域です。

当地の氏神様である松原八幡宮の灘のけんか祭りは壮大で、播州三大祭りの一つに数えられています。

事業所の説明

- (1) 事業所の種類 指定総合事業通所介護事業所
平成30年4月1日指定姫路市2874007590号
※当事業所は特別養護老人ホームうさぎに併設されています。

(2) 事業所の目的 介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、入浴・食事の提供とその介助、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の世話と機能訓練などの通所介護サービスを提供します。

(3) 施設の名称 デイサービスうさぎ

(4) 施設の所在地 兵庫県姫路市東山577

交通機関 姫路バイパス／姫路東インターより5分

山陽電鉄／八家駅より徒歩で約5分

バス／山陽八家駅バス停より徒歩で約5分

(5) 電話番号およびFAX番号 TEL (079) 246-7800

FAX(079) 246-7811

(6) 施設長 氏名 宮 明宏

(7) 当施設の運営方針

《基本理念》

私たちは、「今を大切に」「人を大切に」「絆を大切に」 |
明るく生き生きとした笑顔いっぱいの地域社会を目指します。

・私たちは、利用者様の尊厳を保持しながら、今を大切にした豊かな生活とともに目指します。

・私たちは、人を大切に、介護の知識・技術を常に向上させながら、利用者様に心から喜んでいただける介護を提供します。

・私たちは、ご家族とのつながり、地域の方とのつながり、そしてお互いの絆を大切に、支えあいながら、利用者様が笑顔あふれる生活ができるよう支援します。

・私たちは、地域の医療・保健・福祉等の関係機関や団体と綿密に連携して施設運営を行います。

(8) 開設（サービス開始）年月

介護予防通所介護 平成26年4月1日

総合事業通所介護 平成30年4月1日

(9) 施設が行っている他の業務

当施設では、次の事業もあわせて実施しています。

〔介護老人福祉施設〕 平成26年4月1日指定姫路市2894000450号

〔短期入所生活介護〕 平成26年4月1日指定姫路市2874007616号

〔介護予防短期入所生活介護〕 平成26年4月1日指定姫路市2874007616号

〔通所介護〕 平成26年4月1日指定姫路市2874007590号

〔認知症対応型共同生活介護〕 平成26年4月1日指定姫路市2894000468号

〔居宅介護支援事業所〕 平成27年12月1日指定姫路市2874008457号

(10) 通常の事業の実施地域 姫路市（家島町は除く）・高砂市

(11) 営業日及び営業時間

営業日	月～土・祝（年末年始 12/31～1/3は除く）
受付時間	8：15 ～ 17：15
サービス提供時間	9：00 ～ 16：30

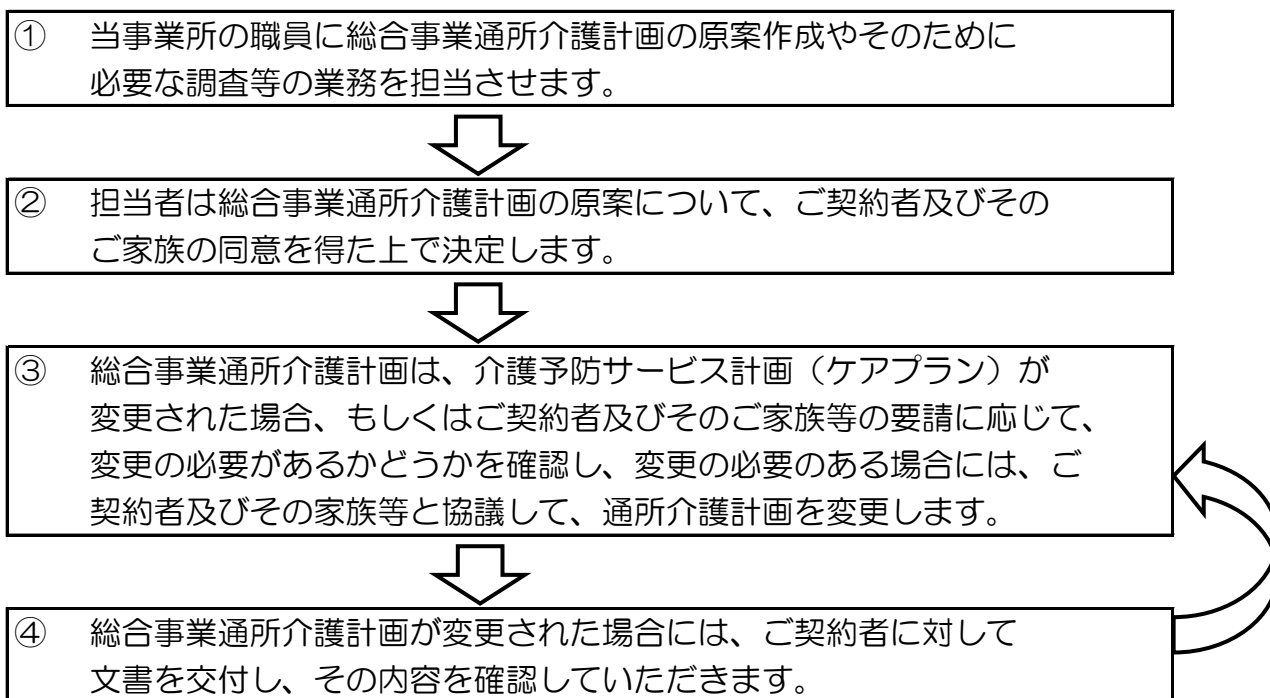
(12) 利用定員

指定総合事業通所介護 30人（通所介護と合わせて）

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する総合事業通所介護計画に定めます。

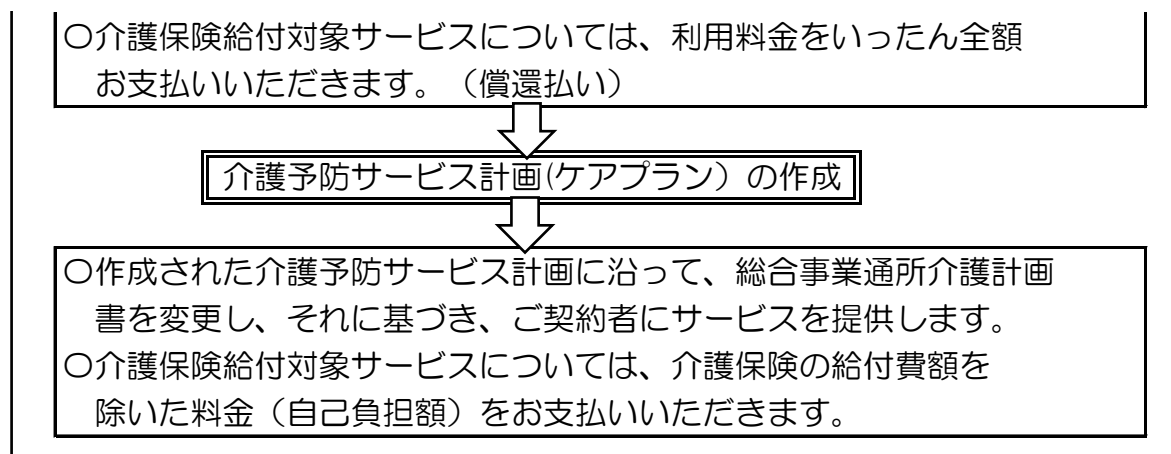
契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



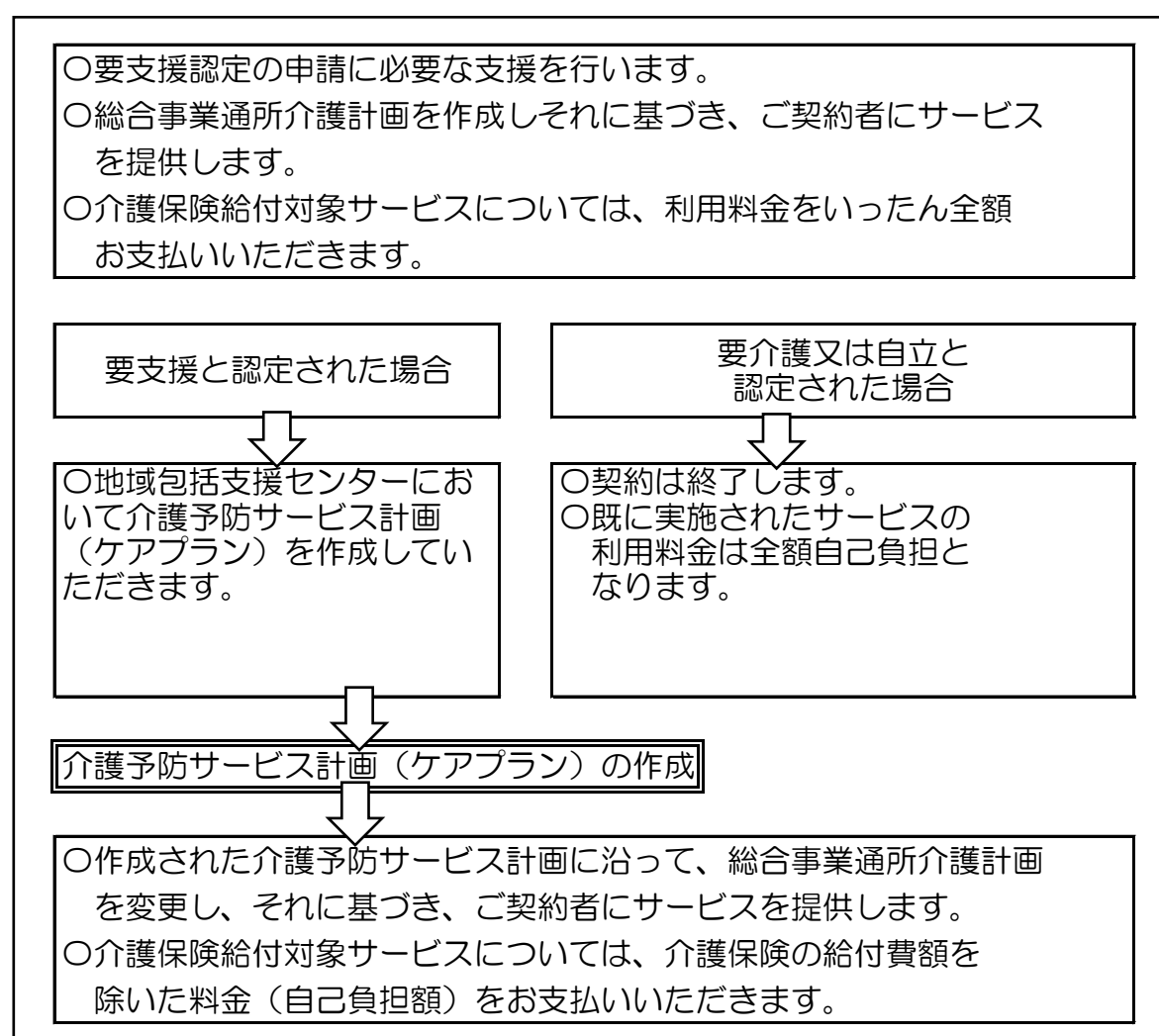
- (2) ご契約者に係る「介護予防サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要支援認定を受けている場合

- 地域包括支援センターへの連絡等必要な支援を行います。
- 総合事業通所介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。



②要支援認定を受けていない場合



4.職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞（通所介護と合わせて）

	総合事業通所介護	
	配置人員	指定基準
1. 管理者	1名	1名
2. 生活相談員	1名	1名
3. 介護職員	3名以上	3名
4. 看護職員	1名	1名
5. 機能訓練指導員	1名	1名

＜配置職員の職種＞

生活相談員 … ご契約者の生活相談及び通所介護計画書の作成実施に従事します。

介護職員 … ご契約者の食事・入浴・排泄・着替え等の日常生活全般についての介助を行います。また施設内の様々な行事や趣味のクラブ活動等のレクリエーションを行います。

看護職員 … ご契約者の健康管理に関する業務に従事します。口腔機能改善のための計画の作成及びサービスの実施に従事します。

機能訓練指導員 … ご契約者の機能回復・健康維持及び予防に必要な訓練及び指導に従事します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して総合事業通所介護サービス（通常規模型事業所）を提供します。

（１）利用料金が介護保険から給付される場合

（２）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 があります。

また、そのサービスについて

（１）利用料金が介護保険から給付される場合

以下のサービスについては、利用料金の大部分（利用者の負担割合に応じた額）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

③機能訓練

- ・機能訓練指導員より、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

④健康管理

- ・看護職員が、健康管理を行います。

⑤定例行事及び全員参加するレクリエーション

月	行 事	
1月	誕生会	新年会
2月		節分
3月		おひな祭り
4月		お花見
5月		子供の日、母の日
6月		父の日
7月		七夕祭り
8月		盆踊り大会（地域との交流）
9月		お月見会
10月		遠足
11月		紅葉狩り
12月		クリスマス会

＜サービスの利用料金（1月あたり）＞（契約書第8条参照）

別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額を介護保険から払い戻す手続きをとっていただくことになります（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

☆ご契約者に介護保険料の未納がある場合には、自己負担額については料金表と異なることがあります。

☆ご契約者に提供する食費は介護保険の給付対象外となっております。

☆エリア外（運営規定に定められた地域外）の送迎については、エリア外の実費
をご負担していただくことになります。

通常の事業実施地域を超えた距離km × 20円 + 有料道路通行料

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事

・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、ご契約者の栄養並びに
身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間） 昼食 12:00 ～ 13:00

おやつ 15:00 ～ 16:00

（食費） 一日650円（昼食・おやつ）

（前日までにお休みの連絡がない場合はご負担いただきます。）

②介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えたサービスを利用される場合は、別紙の
サービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」の全額（自己負担額
ではありません。）が必要となります。

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合
には実費相当分（1枚につき10円）をご負担いただきます。

④レクリエーション等

ご契約者の希望によりレクリエーション等（ドライブ・外出・遠足）に参加して
いただくことができます。

利用料金： 喫茶店等への外出の場合は実費を頂きます。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に
負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑥通常の事業実施区域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用
される場合は、通常の事業実施地域を超えた部分について実費相当額として
下記の料金をいただきます。

通常の事業実施地域を超えた距離km × 20円 + 有料道路通行料

⑦おむつ代（実費相当額）

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第8条参照）

前記（１）（２）の料金・費用は、１ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座への振り込み

三井住友銀行 飾磨支店 普通預金 3599789

シャカイフクシホウジンタイシュウカイ

社会福祉法人太鷲会

ウ.金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用頂ける金融機関： 銀行・郵便局・信用金庫

（できるだけ口座からの自動引き落としをお願いいたします。）

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

☆利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業者申し出てください。

☆利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前々日までに申し出があった場合	無料
利用日の前日までに申し出があった場合	当日の利用料金の50%
利用日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の全額

☆介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、上表の区分に従い自己負担額の50%もしくは全額となります。

☆サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示し協議します。

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

①協力病院

病院の名称	井野病院
所在地	兵庫県姫路市大塩町汐咲1-27（TEL：079-254-5553）
診療科	内科、消化器科、循環器内科、呼吸器内科、 肝臓・胆のう・膵臓内科、糖尿病内科、人工透析内科、 神経内科、外科、整形外科、リウマチ科、眼科、小児科、 放射線科、リハビリテーション科、乳腺外来、禁煙外来

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	つだ歯科
所在地	兵庫県姫路市飾磨区英賀清水町1-25 (TEL:079-287-9900)

6.サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の7日前までに契約者から契約満了の申し入れがない場合には、契約は更に6ヶ月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第18条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要介護と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ④事業所の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は、指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合
（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約・解除届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合、（一部解約はできません）
- ③ご契約者の「介護予防サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
（一部解約はできません）

- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者から契約解除の申し出（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、事業者又はサービス従事者もしくは、他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは、ご契約者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

(3) 契約の一部が解約または解除された場合（契約書第22条）

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助（契約書第18条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

7. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

事業者はご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命・身体・生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第11条、第12条に規定される義務を負います。事業者では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次の事を守ります。

- ①ご契約者の生命・身体・財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧または、複写物を交付します。
ただしコピー代は有料となります。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、ご契約者の同意を得ます。

8.サービスの利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、ペット・危険物は原則として持ち込むことができません。おむつは普段お使いの物をお持ちください。貴重品はなるべくお持ちにならないようお願いいたします。紛失・混同を防ぐため、持ち込まれる物には、必ずすべてに名前（フルネーム）をご記入ください。特に履物への名前のご記入をお願い致します。

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条、第14条参照）

○施設・敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○故意に又は、わずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動などを行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

9.事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、ご契約者やその家族に対し速やかに状況を報告・説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

10.損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

(1) 当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者側に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ①ご契約者（その家族も含む）が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項等について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに
もっぱら起因して損害が発生した場合
- ②ご契約者（その家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する
聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに
もっぱら起因して損害が発生した場合
- ③ご契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない
事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- ④ご契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為に
もっぱら起因して損害が発生した場合

11. 虐待の防止についての措置

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員への周知徹底。
- （２）虐待の防止のための指針を整備し、従業者に対して啓発、普及するための研修を定期的実施。
- （３）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- （４）成年後見制度の利用を支援。
- （５）上記措置を適切に実施するための担当者の配置。
虐待の防止に関する責任者（管理者：宮 明宏）

12. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

（１）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者

〔氏名〕 小林 友子

〔職名〕 デイサービスうさぎ 生活相談員

○受付時間

毎週月曜日～土曜日

8：30～17：30

○第三者委員

〔氏名〕 熊田 智裕

〔連絡先〕 兵庫県姫路市白浜町乙25-18

Tel (079) 247-3234

〔氏名〕 白井 笛華

〔連絡先〕 兵庫県姫路市大黒寺丁町14

Tel (079) 222-0371

○苦情解決責任者

[氏名] 宮 明宏

[職名] 施設長

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付ける事が出来ます。さらに第三者委員は苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立ち会いなどもいたします。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2 行政機関その他苦情受付機関

○ 国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号
	電話番号 (078) 332-5617
	FAX番号 (078) 332-5650
	受付時間 9:00 ~ 17:15 月 ~ 土
○ 姫路市介護保険課	所在地 姫路市安田4丁目1番地
	電話番号 (079) 221-2923
	FAX番号 (079) 221-2924
	受付時間 8:35 ~ 17:20 月 ~ 金
○ 高砂市福祉部	所在地 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
地域福祉室/高年介護課	電話番号 (079) 443-9023
	FAX番号 (079) 444-2304
	受付時間 8:30 ~ 17:15 月 ~ 金

(附則)

本重要事項は、平成26年 4月 1日 より実施する。		
改正	平成26年 5月 1日	施設長変更 苦情解決責任者変更
改正	平成27年 4月 1日	営業時間変更 サービス提供時間変更 定員変更・利用料金変更
改正	平成27年 8月 1日	利用料金負担割合変更
改正	平成27年 10月 1日	管理者変更 苦情受付担当者変更
改正	平成27年 10月 3日	第三者委員変更
改正	平成27年 2月 1日	居宅介護支援事業所追加
改正	平成28年 2月 5日	第三者委員変更
改正	平成28年 4月 1日	利用定員変更 指定振り込み口座変更
改正	平成29年 4月 1日	処遇改善加算変更 第1号通所事業追加
改正	平成30年 4月 1日	利用料金変更に伴い料金表別紙に変更 介護予防通所介護削除 総合事業通所介護名称変更
改正	平成30年 8月 1日	利用料金負担割合変更
改正	平成31年 1月 1日	苦情受付担当者変更
改正	令和 1年 2月 0日	施設長変更
改正	令和 2年 6月 0日	苦情受付担当者変更 第三者委員変更
改正	令和 3年 4月 1日	主な職種の勤務体制削除 虐待の防止についての措置の内容を追加
改正	令和 3年 9月 1日	食事代変更
改正	令和 3年10月 1日	利用定員変更
改正	令和 4年 7月 1日	苦情受付担当者変更

令和 年 月 日 時 ～ 時

指定総合事業通所介護サービスの提供に際し、本書面に基づき本重要事項説明書に記載する重要事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人 太鷲会
説明者 職名 生活相談員 氏名 小林 友子

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定総合事業通所介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者兼利用者
住所 〒

氏名

身元引受人である私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定総合事業通所サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が契約者に代わって署名を介護代行いたします。

身元引受人
兼署名代行者
住所 〒

氏名

(契約者との関係
)

電話番号 ()

FAX番号 ()